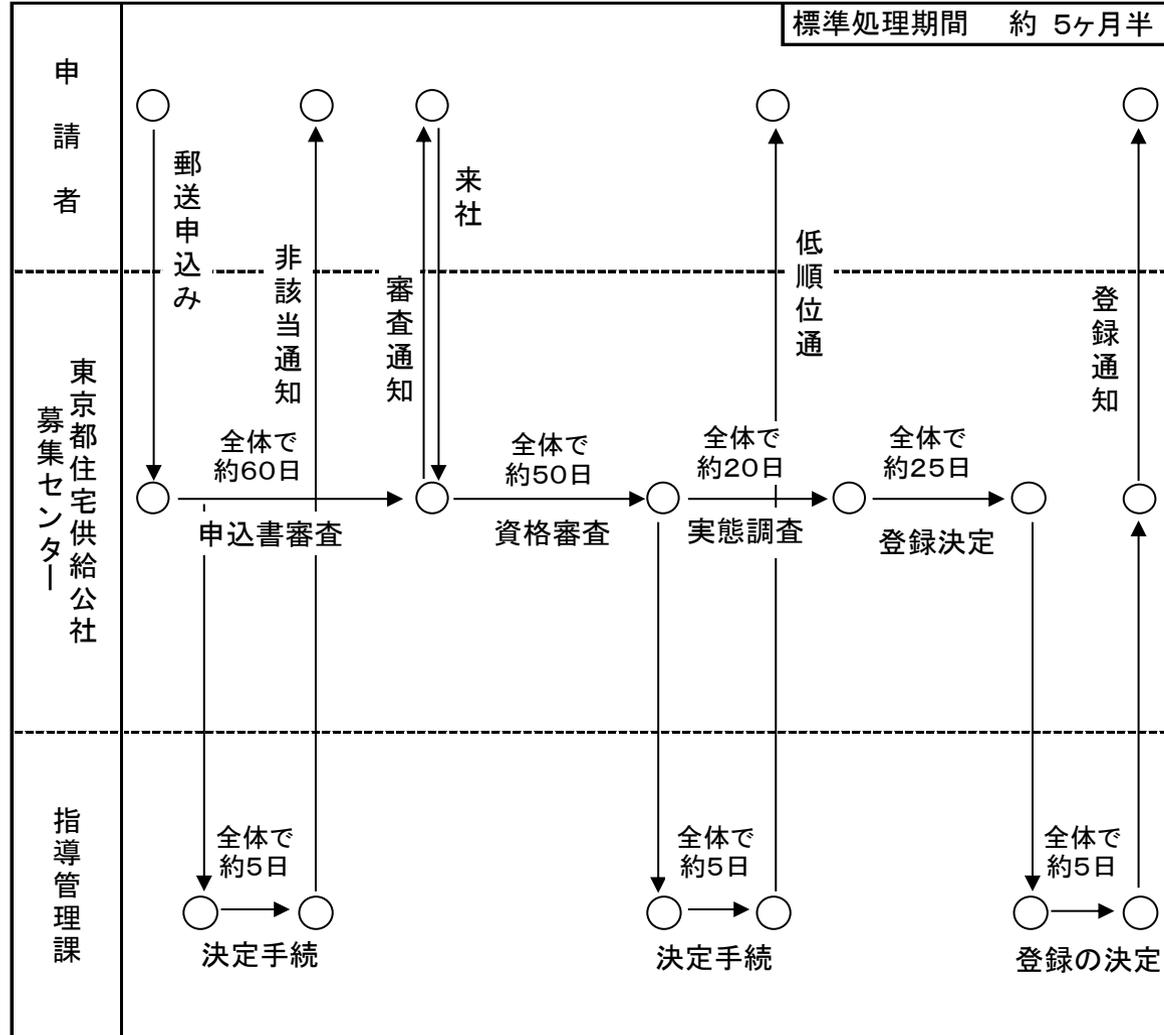


事 務 処 理 フ ロ ー 図

事務名 ポイント方式による都営住宅の登録事務

作成部署 住宅政策本部都営住宅経営部指導管理課指導調整担当 電話31-533

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	申請書審査	申請書の記載内容が入居資格に該当するか、また住宅状況申告書の判定を行います。
2	非該当通知	申請書の記載内容が入居資格に該当しない申込者に対し、非該当の通知をします。
3	資格審査	資格審査の対象になった申込者に対し、書面審査を行います。
4	低順位通知	資格審査の対象者にならなかった申込者に対して、低順位の通知をします。
5	実態調査	資格審査の結果、登録予定者となった者に対して、現地調査を行います。
6	登録の決定	登録の諾否について、指導管理課長が決定します。
7	登録通知	入居の登録の決定をした申込者に対して、登録の通知をします。